## 51 日本型直接支払

【76,960(79,859)百万円】

#### - 対策のポイント ―

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

#### く背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の**多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受**しています。
- ・しかしながら、近年、**農村地域の高齢化、人口減少等により、**地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・ 農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援**を行い、**多面** 的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を 後押ししていく必要があります。

#### 政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

#### く主な内容>

1. 多面的機能支払交付金

48, 251 (48, 251) 百万円

(1)農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

補助率:定額(都府県の田:3,000円/10a等) 事業実施主体:農業者等の組織する団体

#### (2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

補助率:定額(都府県の田(地域資源の質的向上を図る共同活動):2,400円/10a等 都府県の田(施設の長寿命化のための活動):4,400円/10a等)

事業実施主体:農業者等の組織する団体 /

2. 中山間地域等直接支払交付金 26, 300(29, 000)百万円 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業 生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度~31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

(補助率:定額(田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜):11,500円/10a等) 事業実施主体:農業者の組織する団体等

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2, 410(2, 609)百万円 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減 する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を 支援します。

> | 補助率:定額(緑肥の作付:8,000円/10a等) | 事業実施主体:農業者の組織する団体等 |

#### お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)

2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

# 多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 48.251 (48.251)百万円】

# 多面的機能支払交付金

46,751 (45,299)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、 農道等)の質的向上を図る活動を支援

## 農地維持支払

### 【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

#### 【対象活動】

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成







水路の泥上げ



ため池の草刈り



## 資源向上支払

#### 【対象者】

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

### 【対象活動】

- 地域資源の質的向上を図る共同活動 (水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等)
- 施設の長寿命化のための活動



、路のひび割れ補修

単価表(単位:円/10a)



農道の窪みの補修





	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※ 1 「地域資源の質的向」 」上を図る共同活動」	③資源向上支払 ※ 2、 3 「施設の長寿命化の」 ための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※ 1 「地域資源の質的向」 上を図る共同活動」	③資源向上支払 ※ 2、 3 「施設の長寿命化の」 ための活動
田	3, 000	2, 400	4, 400	2, 300	1, 920	3, 400
畑※4	2, 000	1, 440	2, 000	1, 000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用]

- ※1:②の資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2:水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
- ※3:①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③(都府県の田:4,400円/10a等)が加算され、②に75%単価を適用
- ※4:畑には樹園地を含む

# 【多面的機能支払推進交付金】 1.500 ( 2.952 )百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 (29,000)百万円] 26. 300

> 中山間地域等直接支払交付金 26,000 (28,475) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来 に向けて維持する活動を支援

### 【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

東日本大震災復興特別区域法

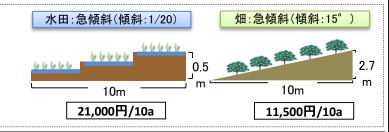
**泰付甾価** 

### 【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

#### 【主な交付単価】

地目	区分	八百十四 円/10a
	急傾斜(1/20~)	21,000
Ħ	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



特定農山村法、山村振興法、過疎法、

離島振興法、

半島振興法、

沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法

- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる 農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話合いで決定

### 【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等)
- ② 体制整備のための前向きな取組(生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築)

# 【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間 地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

## 【集落連携‧機能維持加算】

①広域で集落協定を締結し、 将来の集落維持に向けた 活動を支援 複数集落が連携した広

域の集落協定を対象に、 人材確保や集落間の連携 活動体制づくりを支援

> [単価] 地目にかかわらず 3,000円/10a



②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り 込んだ形で行う農業生産活動を支援

1	[単価]					
	田	畑				
J	4,500円/10a	1,800円/10a				

# 【招急傾斜農地保全管理加算】



【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (525) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 2.410 (2.609)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金 2.310 (2.470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する 農業生産活動を支援

#### 【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

堆肥の施用

#### 【 支援対象活動 】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止 や生物多様性保全に効果の高い営農活動

## 地球温暖化防止に効果の高い 営農活動への支援

## 支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥<sup>3</sup>の作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し 地球温暖化防止に貢献

### 生物多様性保全に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例





化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

様々な生物を地域で育み 生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組(全国共通取組)のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

### 【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組		
対象取組	交付単価	
緑肥の作付け	8,000円/10a	
堆肥の施用	4,400円/10a	
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	

地域特認取組の例		
対象取組	交付単価	
IPM <sup>※</sup> 「を実践する取組	4,000円/10a ~8,000円/10a <sup>※2</sup>	}
冬期湛水管理※3	8,000円/10a	

- ※1: IPMとは、総合的病害虫・ 雑草管理のこと。病害虫の発 生状況に応じて、天敵(生物 的防除)等の防除方法を適切 に組み合わせ、環境への負荷 を低減しつつ、病害虫の発生 を抑制する防除技術
- ※2:対象作物や交付単価は道県 により異なる
- ※3: 冬期間の水田に一定期間水 を張り、水田地帯の多様な生 き物を育む取組
- ※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する ための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 100 (139)百万円 都道府県、市町村等による事業の推進を支援